

労働者協同組合法の目的規定について

(目的)

第一条 この法律は、各人が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就労する機会が必ずしも十分に確保されていない現状等を踏まえ、**組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、及び組合員自らが事業に従事**することを基本原理とする組織に関し、設立、管理その他必要な事項を定めること等により、多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、当該組織を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする。

労働者協同組合の基本原則について①

労働者協同組合



組合員が**出資**し、それぞれの**意見を反映**して組合の事業が行われ、**組合員自らが事業に従事**することを《**基本原則**》とする組織



(基本原則その他の基準及び運営の原則)

第三条 組合は、次に掲げる基本原則に従い事業が行われることを通じて、持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とするものでなければならない。

- 一 組合員が**出資**すること。
- 二 その事業を行うに当たり組合員の**意見が適切に反映**されること。
- 三 組合員が**組合の行う事業に従事**すること。

2 組合は、前項に定めるもののほか、次に掲げる要件を備えなければならない。

- 一 組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。
- 二 第二十条第一項の規定に基づき、組合員との間で労働契約を締結すること。
- 三 組合員の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず、平等であること。
- 四 組合との間で労働契約を締結する組合員が総組合員の議決権の過半数を保有すること。
- 五 剰余金の配当は、組合員が組合の事業に従事した程度に応じて行うこと。

3 組合は、営利を目的としてその事業を行ってはならない。

労働者協同組合の基本原則について②

第七条 組合は、第三条第一項に規定する目的を達成するため、事業を行うものとする。

2 組合は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第三号に掲げる労働者派遣事業その他の組合がその目的に照らして行うことが適当でないものとして政令で定める事業を行うことができない。

第八条 総組合員の五分の四以上の数の組合員は、組合の行う事業に従事しなければならない。

2 組合の行う事業に従事する者の四分の三以上は、組合員でなければならない。

(出資)

第九条 組合員は、出資一口以上を有しなければならない。

2 出資一口の金額は、均一でなければならない。

3 一組合員の出資口数は、出資総口数の百分の二十五を超えてはならない。ただし、次に掲げる組合員は、総会の議決に基づく組合の承諾を得た場合には、当該組合の出資総口数の百分の三十五に相当する出資口数まで保有することができる。

一～(略)

(議決権及び選挙権)

第十一条 組合員は、各一個の議決権及び役員又は総代の選挙権を有する。

労働者協同組合法の見直し規定について

附則

(検討)

第三十二条 この法律の規定については、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

労働者協同組合法の施行日について

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

令和三年政令第二百五十二号

労働者協同組合法の施行期日を定める政令

内閣は、労働者協同組合法(令和二年法律第七十八号)附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

労働者協同組合法の施行期日は、令和四年十月一日とする。